

特定
外来生物

オオキンケイギク

拡散防止にご協力ください!



▶オオキンケイギクの特徴

- 花期は5～7月頃、花の色は黄色で直径5～7cm。
- 茎の長さは30cm～70cm、葉は茎の下の方に付き、ヘラ状で両面に粗い毛がある。
- 道ばた、河川敷などに生育している。

オオキンケイギクを見つけたら、

根っこごと引き抜いてください。

《花期／5月～7月》

種子を残さないため、花期前半(種子ができる前)の駆除が効果的です。

- 引き抜いたオオキンケイギクは燃やすごみ袋に密封し、指定日にごみステーションに出してください。
または、生育していた場所に放置し、枯死させてください。

※特定外来生物は何が問題なのでしょうか？裏面もご覧ください。→

特定外来生物とは…

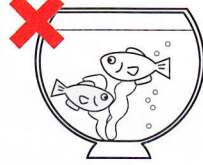
もともと日本にいなかった生物（外来生物）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの。または及ぼす恐れのあるものの中から指定されます。

特定外来生物に指定されたものは、飼育・栽培・保管・運搬・輸入・販売・譲渡・放出することが原則禁止されています。

特定外来生物は、**外来生物法**で次の行為が原則禁止されています。

特定外来生物は外来生物法により、次の行為が規制されています。

●飼育・栽培

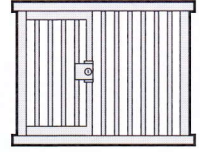


●運搬

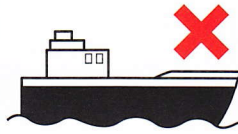
生きたまま移動させる



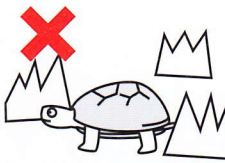
●保管



●輸入

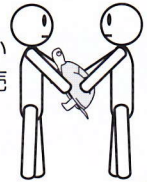


●野外への放出



●譲渡・販売

許可の無い譲渡や販売



なぜ、特定外来生物が問題なのか？

生態系は、長い期間をかけて微妙なバランスのもとで成立しています。ここに外から生物が侵入してくると、生態系のみならず、人間や農林水産業まで、幅広くにわたって悪影響を及ぼす場合があります。

北米原産のオオキンケイギクは、強健で、花枯れ姿が汚くないという理由で、緑化のため、道路の法面などに利用されたり、ポット苗としても生産・流通されました。

しかし、あまりの強じんさのために一度定着すると、在来の野草を駆逐し、辺りの景観を一変させてしまう性質を持っています。

人の手でこれ以上拡げないよう、環境省により平成18年2月に「特定外来生物」に指定されました。

1

日本固有の生態系への影響

- 食べられる
- 交雑して雑種が生まれる
- すみかを奪われる

例・ブルーギル ・セイヨウオオマルハナバチ

2

人の生命・身体への影響

- 毒をもっている
- 人をかんだり、刺したりする

例・ヒアリ ・セアカゴケグモ

3

農林水産業への影響

- 農林水産物を食べる
- 畑を荒らす

例・ヌートリア ・アライグマ

オオキンケイギクの
拡散防止、防除にご協力をお願いします

豊田市役所環境部環境政策課 〒471-8501 愛知県豊田市西町3-60
TEL 0565-34-6650

ご注意ください

オオキンケイギクの生育場所には車の往来がある道ばたなど、あぶない場所もあります。防除作業には十分に気をつけ、事故・ケガの無いようご注意ください。

外来生物法について

詳しくは市ホームページをご覧ください。

こちらから→

